胎内市最低制限価格制度要綱(平成20年訓令第3号)新旧対照表

新	旧	備考
(最低制限価格の設定方法)	(最低制限価格の設定方法)	
第3条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除	第3条 最低制限価格は、予定価格から消費税及び地方消費税を除	
いた額に100分の90を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てるも	いた額に100分の90を乗じて得た額(1,000円未満は切り捨てるも	
のとする。) に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。	のとする。)に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。	改める
2 (略)	2 (略)	